

「賦課基準の見直しにかかる総局試案（賦課基準試案）」掲載にあたって

現在、総局では、賦課基準の見直しに向け、「賦課基準の見直しにかかる総局試案（賦課基準試案）」（以下、「賦課基準試案」という。）について、各教区教務所より教区内各組への説明や質疑応答等の対応を行っております。また、巻頭2ページに掲載の通り、7月17日より開催する公聴会におきましても、広く寺院関係者の皆様からご意見をお伺いさせていただきます。

つきましては、公聴会資料3ページより「賦課基準試案」について、また、以下に「これまでの賦課基準の見直しにかかる経過」を掲載いたしますので、内容をご確認いただき、3ページの方法にて、忌憚のないご意見をお寄せくださいますよう宜しくお願ひいたします。

【これまでの賦課基準の見直しにかかる経過】

○平成27年11月19日 賦課基準調査検討委員会

「賦課基準の見直しについて（答申）」提出

- 〈概要〉
- ・宗門総合振興計画において賦課基準を含めた財政の抜本的見直しについて、「然るべき会議体」で検討することを前提とした中間的な内容とする。
 - ・第4種賦課金を削除し、新たに門徒協力指數を設定する。
 - ・寺院役職点数を変更する。

○平成28年頃～ 公聴会等での現行賦課基準についての主な意見

- ・護持口数について現行とあっておらず、不公平感があると感じている。
- ・寺院による届出門徒戸数を調査する権限がない現状では、各寺院の申告に委ねており不公平感がある。公平かつ公正な賦課制度を今後は検討していただきたい。

⇒主に、護持口数と門徒戸数に対する不公平感。

○平成29年4月1日 賦課基準の見直し

- 〈概要〉
- ・第4種賦課金を削除し、新たに門徒協力指數を設定する。
 - ・寺院役職点数を変更する。
 - ・直轄寺院・直属寺院の協力金を新設する。

○平成30年4月1日 「宗門財政構想委員会」設置

○平成30年7月18日 宗門財政構想委員会「賦課制度に関する専門部会」設置

- ・まず、公聴会等における意見を確認したうえで、現行賦課基準の課題について協議する。

○令和元年6月18日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しについて（中間答申）」提出

- 〈概要〉
- ・令和2年4月の見直しについて、護持口数の総数を減じる。
 - ・令和6年4月の見直しに向けて、「護持口数や門徒戸数に代わる新たな指數」や「寺院の収入額に応じた賦課」について検討する。

○令和2年4月1日 賦課基準の見直し

- 〈概要〉
- ・各教区の護持口数の総数について、寺院の設立、解散、合併等による増減分を加除し、5%の範囲内で減数の調整をする。
 - ・直轄寺院・直属寺院の協力金を見直す。

○令和3年12月14日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しについて（第2次答申）」提出

- 〈概要〉
- ・令和6年4月の見直しについて、収支計算書又は決算書をもととする「寺院収入報告書」に基づき賦課する。
 - ・令和10年4月の見直しについて、収支計算書又は決算書に基づき賦課する。

○令和4年6月 公聴会（第2次答申に対する主な意見）

- ・支出額の考慮。
- ・寺院収入の正確性・透明性。
- ・護持費を含む寺院収入基準の明確化。

○令和5年2月15日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しについて（第3次答申）」提出

- 〈概要〉
- ・令和6年4月の見直しについて、護持口数と門徒協力指数を各寺院から報告された「差引後寺院収入額」をもとに指数化した「寺院収入指数」に変更する。また、寺院役職と僧班を「僧侶種別」に改め、令和8年度から賦課基準として用いる。
 - ・将来的な賦課制度について、「寺院収入指数」を「寺院の収入額（支出額を考慮したもの）に対して、特定の率にて算出した額」に置き換え、宗門内寺院が統一した寺院会計に関するシステムを用いる。

○令和5年7月 公聴会（第3次答申に対する主な意見）

- ・「寺院収入指数」の調整は困難で、組長の負担が大きい。
- ・収入額が虚偽であることを前提とした懸念。
- ・丁寧な説明を求める要望。

○令和6年1月31日 宗門財政構想委員会

「賦課基準の見直しにかかるスケジュール等について（第4次答申）」提出

- 〈概要〉
- ・令和6年4月に見直しを施行するというスケジュールは困難と判断する。
 - ・すみやかに総局案を作成し、宗門内の理解が得られるよう、丁寧な説明を行う。
 - ・寺院における管理運営の適正化を進める。

【担当部】

〒600-8501 京都市下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町
浄土真宗本願寺派宗務所
寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

賦課基準の見直しにかかる総局試案（賦課基準試案）

※「第3次答申」の内容をベースとする案

賦課基準の見直しにかかる総局試案（賦課基準試案）

【案】これまで公聴会や各種関係会議等で指摘されてきた、現行の護持口数や門徒協力指数等の賦課基準に対する問題点や不公平感の是正を目的に、以下の通り賦課基準を変更する。

新たな賦課基準は2025（令和7）年4月に施行し、2026（令和8）年度賦課金から同基準を用いる。

現行賦課基準		賦課基準試案		
第1種 賦課金	均等割当	⇒	①一律金	寺院に対する一律(10,000円)の賦課 【総額1億円】
	護持口数	⇒	②護持指數	寺院の収入額を基準とする賦課 【総額11億5千万円】
	門徒協力指數	⇒		
第2種 賦課金	寺院役職	⇒	③寺院役職	僧侶の寺院役職に応じた賦課 【総額6億7千万円】
	僧班	⇒		
第4種 賦課金	災害対策に 特化した賦課金	⇒	④災害対策に 特化した賦課金	復興支援に必要な財源を確保するための賦課 【総額8千万円】

※2026（令和8）年度賦課金から右上に記載の賦課基準試案とし、各寺院の賦課金額は①～④の合計額とする。

各寺院の賦課金額の算出
各寺院の賦課金額
= ①一律金 + ②護持指數 + ③寺院役職 + ④災害対策に特化した賦課金

【賦課基準の説明】

①一律金

- ・寺院に対して一律に賦課する。
- ・1か寺当たり10,000円とする。

②護持指數

- ・門徒の懇念のうえに成り立つ寺院が賦課金を納付するにあたり、寺院の収入額を基準として、当該寺院の負担する宗門護持に資する指標を表示したものを言う。
- ・「護持指數」は、以下の手順にて決定する。

「護持指數」決定の手順

(1) 支出額等を考慮した寺院の収入額(以下、「差引後寺院収入額」という。)の算出【寺院】

- ・「差引後寺院収入額」は、各寺院で算出する。
- ・「差引後寺院収入額」算出にかかる計算式は以下の通り。

差引後寺院収入額

$$= (\text{寺院の収入額} - \text{基本差引額} \langle 50\text{万円} \rangle - \text{宗派賦課金}) \\ \times \text{支出額考慮一律差引率} 20\% \langle 0.8 \rangle$$

※計算式の内容：後述

(2) 「差引後寺院収入額」の提出【寺院→教区→総局】

《提出方法》

- 〈1〉寺院から教務所長に「差引後寺院収入額」を提出する。
- 〈2〉各教区教務所において、各寺院の「差引後寺院収入額」の確認と未提出寺院への対応等を行う。
- 〈3〉教務所長から総局に各寺院の「差引後寺院収入額」を提出する。

(3) 教区别「護持指數」の算出【総局】

《算出方法》

- 〈1〉報告された各寺院「差引後寺院収入額」の教区别合計額を算出する。
- 〈2〉「差引後寺院収入額」の教区别合計額と、その総合計額から、教区ごとの比率を算出する。
- 〈3〉教区ごとの比率から、「護持指數」の総点数100万点を教区ごとに点数化する。

【具体例】「差引後寺院収入額」の総合計額：500億円

A教区：「差引後寺院収入額」合計額20億円

$20\text{億円} \div 500\text{億円} = 0.04\text{ (4 \%)}$

「護持指數」の総点数100万点 $\times 0.04\text{ (4 \%)} = 4\text{ 万点}$

B教区：「差引後寺院収入額」合計額10億円

$10\text{億円} \div 500\text{億円} = 0.02\text{ (2 \%)}$

「護持指數」の総点数100万点 $\times 0.02\text{ (2 \%)} = 2\text{ 万点}$

- ・「護持指數」の1点当たりの金額は1,150円とする。なお、一般寺院は約1万か寺のため、1か寺当たりの平均点数は約100点、平均額は約115,000円となる。

(4) 「護持指數」の調整 【総局→教区→組→寺院】

《調整方法》

- 〈1〉 総局から各教区教務所長に対し、教区别「護持指數」の調整を依頼する。
- 〈2〉 各教区で組別の「護持指數」を調整する。
- 〈3〉 教務所長から各組長に対し、組別「護持指數」の調整を依頼する。
- 〈4〉 各組で寺院別の「護持指數」を調整する。

(5) 「護持指數」の提出 【寺院→組→教区→総局】

《提出方法》

- 〈1〉 寺院から組長に「護持指數」を提出する。
- 〈2〉 組長から教務所長に各寺院の「護持指數」を提出する。
- 〈3〉 組長から提出された「護持指數」について、教務所長が教区会に承認議案を提出し、承認を得る。
- 〈4〉 教務所長から総局に各寺院の「護持指數」を提出する。

(6) 「護持指數」の決定 【総局】

- ・総局において、各寺院の「護持指數」を決定する。

「差引後寺院収入額」算出にかかる計算式の内容

寺院の収入額	寺院（宗教法人）として収納したもの。主な内容は以下の通り。
	<ul style="list-style-type: none"> ・布施 ・懇志 ・賽銭 ・護持費、護持会費、門信徒会費 ・墓地、納骨堂収入（公益事業である場合も含む） ・収益事業収入 ・活動拠点（寺院が当該寺院の主たる事務所以外に設置する従たる事務所、支坊、支院、布教所、出張所など）の収入

	<p>※「寺院の収入額」に含めない収入は以下の通り。</p> <p>なお、寺院（宗教法人）としての収入であるため、住職、衆徒又は寺族等の個人収入は「寺院の収入額」に含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寺院における本堂等の新改築募財や大規模法要等の臨時的な法要懇志等の収入 ・教化団体等、別団体の運営のための会費 ・保育園・幼稚園及び介護・養護施設等にかかる公益事業収入 ・預り金収入 　　〈例〉宗派・本山等へ納付する、申請者からの冥加金等の収入 　　宗派・本山等へ進納する、門信徒等からの大規模な計画等の懇志や門徒講懇志等の収入 ・賦課金納付や寺院運営等のため住職、衆徒又は寺族等が補填した収入 ・資産の運用又は売却による収入 ・助成金（教化助成費含む）、補助金、義援金、見舞金 ・繰入金収入 ・貸付金回収及び借入金収入 ・香儀、祝儀 ・前年度繰越金
基本差引額	過疎地や収入の少ない寺院への配慮として、「寺院の収入額」に対し、全寺院一律50万円を差し引くもの。
宗派賦課金	賦課金納付にかかる寺院収入の報告であるため、「寺院の収入額」から「基本差引額」を差し引いた金額に対し、寺院収入を報告する年度分の賦課金依頼額（過年度分を除く）を差し引くもの。
支出額考慮 一律差引率	各寺院の状況や地域事情による特有の支出、寺院護持のための營繕費等の必要諸経費の支出額を考慮し、「寺院の収入額」から「基本差引額」及び「宗派賦課金」を差し引いた金額に対し、全寺院一律に20%を差し引く（0.8を乗じる）もの。

- ・「差引後寺院収入額」の報告は4年ごとに行い、その都度、「護持指數」を見直す。なお、収入額を報告する初年度は単年度分の「差引後寺院収入額」とし、次回以降は4年度分の「差引後寺院収入額」の平均額を報告する。

③寺院役職 【総額6億7千万円】

- ・僧侶の寺院役職に応じて、以下の通り賦課をする。

寺院役職	金額
住職	37,000円
兼務住職	15,000円
住職代務	15,000円
副住職	22,000円
教師	19,000円
僧侶（上記を除く）	11,000円

- ・85歳以上で得度式受式25年以上の住職、兼務住職、住職代務及び副住職を除く僧侶に対しては賦課を免除する。

④災害対策に特化した賦課金 【総額8千万円】

- ・復興支援に必要な財源を確保するため、各寺院の「護持指数」の点数によって、以下の通り賦課をする。

護持指数の点数	金額
20点未満	6,000円
20点以上100点未満	7,500円
100点以上200点未満	8,500円
200点以上	10,000円

- ・前述の通り、「護持指数」の1か寺当たりの平均点数は約100点となる。

《参考》シミュレーション

※「護持指数」分の賦課金額は、「差引後寺院収入額」の約3%と想定する。

※「差引後寺院収入額」算出にあたり、「宗派賦課金」は現行賦課基準による金額を差し引く。

①住職代務：1名（他寺院所属僧侶）

護持口数：5口 門徒戸数：10戸 寺院の収入額：20万円

【現行】

		点数	金額
第1種	寺院	住職代務	5.0 13,000
	役職	教師	0 0
	護持口数	0.9(5口)	2,340
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指數	3.8(10戸)	9,880
第2種	僧班	0	0
第4種		2.0	5,200
合計		13.7	35,620

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指数		0
寺院	住職代務	15,000
	教師	0
	その他僧侶	0
災害対策		6,000
合計		31,000

※4,620円の減額

②住職：1名（正座5席） 教師：1名（列座5席） その他僧侶：1名（列座7席）

護持口数：80口 門徒戸数：80戸 寺院の収入額：500万円

【現行】

		点数	金額
第1種	寺院	住職	10.0 26,000
	役職	教師	4.0 10,400
	護持口数	13.6(80口)	35,360
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指數	30.4(80戸)	79,040
第2種	僧班	13.0	33,800
第4種		3.5	9,100
合計		76.5	198,900

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指数		103,226
寺院	住職	37,000
	教師	19,000
	その他僧侶	11,000
災害対策		7,500
合計		187,726

※11,174円の減額

③住職：1名（特座1席） 教師：2名（列座5席×2名） その他僧侶：1名（列座7席）
 護持口数：200口 門徒戸数：200戸 寺院の収入額：1,000万円

【現行】

		点数	金額
第1種	寺院	住職	10.0
	役職	教師	8.0
	護持口数	34.0 (200口)	88,400
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指數	76.0 (200戸)	197,600
第2種	僧班	19.0	49,400
第4種		3.5	9,100
	合計	152.5	396,500

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指數		218,484
寺院	住職	37,000
	教師	38,000
	その他僧侶	11,000
災害対策		8,500
	合計	322,984

⇒

※73,516円の減額

④住職：1名（親座1席） 教師：3名（列座5席×3名） その他僧侶：3名（列座7席×3名）
 護持口数：50口 門徒戸数：70戸 寺院の収入額：900万円

【現行】

		点数	金額
第1種	寺院	住職	10.0
	役職	教師	12.0
	護持口数	8.5 (50口)	22,100
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指數	26.6 (70戸)	69,160
第2種	僧班	38.0	98,800
第4種		3.0	7,800
	合計	100.1	260,260

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指數		197,754
寺院	住職	37,000
	教師	57,000
	その他僧侶	33,000
災害対策		8,500
	合計	343,254

⇒

※82,994円の増額

各寺院用シミュレーション

賦課基準	内 容	金 額
①一律金	一律10,000円	10,000円
②護持指數	<p>差引後寺院収入額 $(\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \langle \text{寺院の収入額} \rangle - 500,000\text{円} \langle \text{基本差引額} \rangle - \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \langle \text{宗派賦課金} \rangle) \times 0.8 \text{ (20\%)} \langle \text{支出額考慮一律差引率} \rangle = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p style="text-align: center;">\downarrow</p> <p>$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 0.03 \text{ (3\%)} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p>	$\underline{\hspace{2cm}} \text{円}$
③寺院役職	<p>住 職 $\underline{\hspace{2cm}} \text{名} \times 37,000\text{円} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>兼務住職 $\underline{\hspace{2cm}} \text{名} \times 15,000\text{円} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>住職代務 $\underline{\hspace{2cm}} \text{名} \times 15,000\text{円} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>副住職 $\underline{\hspace{2cm}} \text{名} \times 22,000\text{円} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>教 師 $\underline{\hspace{2cm}} \text{名} \times 19,000\text{円} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>僧侶 (上記を除く) $\underline{\hspace{2cm}} \text{名} \times 11,000\text{円} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p>	$\underline{\hspace{2cm}} \text{円}$ ※左記の合計額
④災害対策に特化した賦課金	<p>②護持指數の金額 $\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \div 115,000\text{円} \text{ (平均額)} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \text{点}$</p> <p>※上記点数 20点未満 6,000円 20点以上100点未満 7,500円 100点以上200点未満 8,500円 200点以上 10,000円</p>	$\underline{\hspace{2cm}} \text{円}$
合 計 額		$\underline{\hspace{2cm}} \text{円}$

以上